

令和8年度 東松山市立小中学校開放体育施設 利用のしおり

市では、市民の皆さまの体育の向上及びスポーツ・レクリエーション活動の推進を図るため、市立小中学校体育施設の一部を学校教育に支障のない範囲で開放しています。
利用を希望する団体は、しおりをよく読み、申請等を行ってください。

施設管理者 東松山市教育委員会

問合せ先 東松山市教育委員会スポーツ課 ☎0493-21-1439

(公財) 東松山文化まちづくり公社 ☎0493-24-6081

1 開放施設の種類と利用料

開放施設は次のとおりです。開放日は学校により異なります。年末年始期間(12月28日～1月4日)は原則として利用できません。

校庭

対象校 東松山市立小・中学校

利用時間 8:00～17:00

使用料 無料

体育館

対象校

東松山市立小・中学校

利用時間と使用料

利用時間	使用料
午前 (8:00～12:00)	1,130円
午後 (13:00～17:00)	1,130円
小学校夜間 (17:30～21:30)	2,880円
中学校夜間 (18:30～21:30)	2,880円
1日 (8:00～21:30)	5,150円

夜間照明

使用料

1時間 2,060円
(1時間経過後は30分1,030円)
(30分未満は30分に換算)

対象校と利用時間

対象校	利用時間
松山第一小学校	17:30～21:30
南中学校	19:00～21:30
東中学校	18:30～21:30
北中学校	19:00～21:30

利用料の減免制度

公共性の高い活動団体として認められた団体の利用料を減免する制度があります。利用料の減免を受けるためには、減免適用団体であることの証明を行い、**3**利用許可申請時に「学校開放体育施設利用料減免申請書」を提出する必要があります。

減免適用団体

- 東松山市スポーツ協会加盟団体
- 東松山市レクリエーション協会加盟団体
- 東松山市スポーツ少年団登録団

※加盟を希望する場合、該当する連盟・協会等へ直接お問い合わせください。

連絡先は、東松山市スポーツ協会事務局☎0493-21-1432でご案内します。

減免適用団体であることの証明方法

2利用団体登録申請の際、スポーツ協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団の加盟の有無の項目で、加盟している連盟・協会名等を選択してください。スポーツ課から当該連盟・協会等に、たしかに加盟しているかどうかを確認します。

施設種別ごとの減免の額

施設種別	対象団体	減免の額
体育館	すべての減免適用団体	全額免除（無料）
夜間照明	東松山市スポーツ少年団登録団体	半額免除（減免）

2 利用団体の登録

学校開放体育施設を利用するには、事前に利用団体登録が必要です。登録申請は、いずれの施設種別もスポーツ課で受け付けています。

利用団体の登録要件

登録ができる団体は、次の要件をすべて満たす団体です。

- 構成員が10名以上であること。
- 構成員の半数以上が、市内在住・在勤・在学する者であること。
- 市内在住・成年者の代表者を置くこと。また、利用時における施設の管理及び利用者の安全確保・指導に責任を持って当たることができる管理指導員を置くこと。
- 構成員が、暴力団対策法の規定による暴力団員でないこと。
- 営利活動、政治・選挙活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- 主な活動の目的が、定期・継続的な練習等であること。
- 利用者心得、行為の制限・禁止事項を厳守できること。（6・7・8ページ参照）

利用団体登録申請

利用する施設区分ごと（校庭・体育館・夜間照明）に、主に使用する学校を決めて登録申請します。一度の申請で、同一施設区分の全施設を利用できます。なお、申請書に記載された個人情報は、当事業以外の目的では利用いたしません。

登録方法

次のページにアクセスし、提出用名簿を作成の上、電子申請フォームに必要事項を入力して申請してください。（名簿は、指定様式の内容を満たしていれば既にお持ちの名簿を用いて也可）

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/56/3270.html>



※ホームページからの申請ができない場合はスポーツ課にご相談ください。

利用団体登録証の交付

利用団体登録申請を受け付けた後、内容を審査したうえ、「学校開放体育施設利用団体登録証」を交付します。「登録証」は利用許可申請の際に提示が必要です。

なお、登録証有効期間は令和9年3月31日までです。「登録証」を受け取った後に登録内容に変更が生じた場合は、変更登録申請を提出してください。

施設区分	校庭、体育館	夜間照明
交付期間	申請書提出月の翌月（1月提出の場合3月）5日～25日（土・日・休日を除く）	申請書提出月の翌月（1月提出の場合3月）の1日～月末（日・休日除く）
交付時間	9:00～16:00	8:30～17:00（土曜日は正午まで）
交付場所	申請書に記入した主に使用する学校	（公財）東松山文化まちづくり公社

3 利用許可申請（利用予約）

学校開放体育施設の利用手続きは、施設種別によって窓口が異なります。

各窓口で次の手続きを行い、「学校開放体育施設利用許可書（複写式申請書2枚目）」の交付を受けてください。「利用許可書」は大切に保管し、利用時には携行してください。
また、利用料の減免を受ける場合は併せて減免申請を行ってください。

- 申請書類**
- ①学校開放体育施設利用団体登録証
 - ②学校開放体育施設利用許可申請書（2枚複写式）
 - ③学校開放体育施設利用料減免申請書（様式第5号）（減免団体のみ）
- （②③は各申請窓口にありますので、持参するものは①のみです）

校庭・体育館の利用許可申請（利用予約）の窓口

受付場所 利用を希望する開放校（申請書に記入した主な利用校以外も利用できます）

受付期間 利用する月の**前月5日～25日**（土・日・休日・学校休業日を除く）

※利用する月の1日～末日分をまとめて申請できます。

受付時間 9:00～16:00

夜間照明の利用許可申請（利用予約）の窓口

受付場所 （公財）東松山文化まちづくり公社（総合会館1階）

※どの学校の夜間照明を利用する場合も、窓口はまちづくり公社です。

受付期間 利用する日の**1か月前～前日**

受付時間 月～金曜日8:30～17:00、土曜日8:30～12:00（休日除く）

4 利用料の納付

利用料の納付

利用許可を受けた後、利用日の1か月前～前日の間に、利用料を納付してください。
校庭を利用する場合及び減免適用団体が体育館を利用する場合は、この手続きは不要です。

納付場所 （公財）東松山文化まちづくり公社（総合会館1階）

必要書類

- 学校開放体育施設利用許可申請書・利用許可書
- 学校開放体育施設利用団体登録証

利用料の振替、還付

悪天候により校庭利用ができなかった等の場合、既に納入した利用料を、他の利用日の利用料へ振り替えることができます。また、利用を取り消した場合は、利用料の還付申請ができます。期間の制限等がありますので、詳細は（公財）東松山文化まちづくり公社 ☎24-6081へお問い合わせください。

5 施設の利用

鍵の借用・返却

学校開放体育施設利用にあたって、鍵解錠が必要である場合は、利用時間の30分前から鍵を借用できます。下表の鍵管理人に「利用許可書（原本）」を提示し、備え付けの「鍵借用・返却簿」に記入して鍵を借用してください。利用後は確実に施錠し、鍵を鍵管理人へ返却し、「鍵借用・返却簿」に記入してください。

※利用許可を受けずに鍵を借用することはできません。

※その他の利用上の注意は6・7・8ページを参照してください。

鍵管理人・場所一覧

開放校	鍵管理人・場所（電話市外局番0493）
松山第一小学校、松山第二小学校、市の川小学校、松山中学校、北中学校	市役所地下宿直室（☎23-2221）
高坂小学校	野口設備工業（☎34-4070）
新宿小学校、新明小学校、東中学校、野本小学校	セブンイレブン東松山六軒町店（☎23-2071）
大岡小学校	ローソン大谷中堀店（☎81-3672）
唐子小学校	セブンイレブン石橋店（☎25-3390）
青鳥小学校	大内圭子（青鳥小北道沿い）
南中学校（青鳥小学校）	セブンイレブン東松山インター店（☎22-7110）
桜山小学校、白山中学校	ファミリーマート岩殿店（☎31-0125）

学校開放体育施設利用上の事故等について

免責事項 学校開放体育施設利用中における利用団体に係る事故等については、東松山市教育委員会は責任を負うものではありません。利用団体の管理指導員が、利用者の安全を確保し、学校開放体育施設の利用に関する適切な指導助言を行ってください。

損害賠償 学校開放体育施設及び設備を破損したとき、又は物品を破損もしくは紛失したときは、速やかにスポーツ課へ連絡をし、損害を賠償してください。

6 東松山市立小・中学校開放体育施設利用者心得

利用にあたって注意すること

- 右のいずれかに該当するときは、利用許可に係る条件の変更、退去の命令、利用許可の取消、利用団体の登録取消を行う場合があります。
 - ・利用許可申請の内容に偽りがあったとき
 - ・不正な手段によって利用の許可を受けたとき
 - ・利用料の納付を怠ったとき
 - ・利用の権利を他人に譲渡又は転貸したとき
 - ・利用許可条件及び利用者心得に違反したとき
- 心得を団体に所属する全てのメンバーに周知し、全員が理解した上で利用してください。
- 施設・備品は、落書きやいたずらの無いよう大切に利用してください。
- 予約をキャンセルする場合には速やかに学校へ連絡してください。
- 水道・電気の使用は、無駄の無いよう節減を心がけてください。
- 学校敷地内の車両走行及び出入りの際は安全運転を徹底し、徐行・一時停止をしてください。
- 小・中学校体育館は災害時避難所に指定されているので、避難所が開設されると閉鎖されるまで施設を利用することはできません。

利用時間

- 施設の鍵は、利用許可を得た時間の30分前から受け取れます。
- 利用許可を得た利用時間内に、開錠、準備、片付け、施錠を行ってください。

利用時間が19:00～21:00の場合の例

- ・18:30以降に鍵を受け取る
- ・19:00以降に施設の鍵を開け点灯する
- ・準備、練習、後片付けなど
- ・21:00までに消灯、退出、鍵を閉める
- ・鍵を速やかに貸出場所に返却する

退出時確認、破損等の報告

- 利用終了時は、整備・原状回復を徹底し、監督者は必ず施設を点検してください。
- 施設・設備を汚損・破損等した場合は、速やかにスポーツ課へ連絡してください。

特に確認すべきポイント

- 体育館のフロアモップかけ
- ごみ箱の中のごみ 忘れ物
- 用具等の片付け 照明の消灯
- グラウンドの整備 窓や扉の施錠
- トイレの清掃 校門の閉門

禁止されていること

全ての施設に共通する禁止行為

- 未成年のみでの利用（成人の監督者が必要）
- 利用を認められた設備・用具以外の利用
- 早朝・夜間のクラクション等騒音による迷惑行為
- 水道・電気の個人的な使用
- 建物内外の壁面におけるボールの壁打ち
- 利用許可を得ていない施設の利用（登録団体であっても利用許可を得ていない日時の立入りは禁止）
- 学校敷地内での飲酒、喫煙、火気の使用（学校敷地外でも、学校周辺での集団喫煙や吸殻のポイ捨て等は近隣の迷惑となるため禁止）
- 私物の備品の設置・保管（施設管理者の許可を得た場合を除く）
- 利用時に出たごみの施設内ごみ箱への廃棄（全て利用者が持ち帰る）
- 練習試合、交流試合、対抗試合の実施（校長の許可を得た場合を除く）
- 車・自転車等車両での駐車場所以外の場所への立入り（学校職員や他の利用者の迷惑となるため）

体育館における禁止行為

- フットサル及びボールを蹴ること
- 床に跡がつく用具、シューズ等の使用
- 土足での立ち入り

校庭における禁止行為

- 雨上がりでぬかるんでいる時の利用
- 金具付スパイクシューズの使用

各学校の利用上の特記・制限事項

各学校利用時に特に注意してください（6ページの共通ルールの再掲項目もあります）。

松山第一小学校	新明小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・玄関前練習禁止 ・体育館トイレの換気スイッチを切る ・窓施錠厳守 ・水道の水を止める ・職員玄関前の駐車禁止（所定の駐車場のみ使用可） ・前向き駐車厳守 ・外・体育館トイレの清掃点検の徹底 ・校庭の整備の徹底（スパイクのあとを残さない、整備用具を持参すること。） ・ゴミ・忘れ物の確認徹底（毎回のようにある。駐車場の隅々まで確認すること。） ・申請してすぐの許可はありません。1週間程度の余裕をもって申請してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用駐車スペースを空ける ・外水道の蛇口を閉め忘れない ・学校備品の無断使用禁止（冷風機） ・体育館ドアにボールを当てない ・ごみの持ち帰りの徹底 ・校庭に車を乗り入れない ・校舎児童昇降口前の屋根下で運動をしない（使用しない）。大きなガラスがあり危険・足元のレンガもゆがみなどがあり危険。雨の日校庭が使用できないときに昇降口前で練習をしている団体が見受けられる）
松山第二小学校	市の川小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・体育館東側駐車場のみ駐車許可 ・花壇に入らない ・施錠確認の徹底（施錠していないことがあります。特に新規の団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・終了後、ピッチャーマウンドの凹みを直す
大岡小学校	唐子小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・出入口ドアはデリケートなため優しく扱う ・担当者不在のことがあるので来校前に要連絡 ・門扉の閉め忘れに注意 ・申請時間や受付時間の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用後の窓・ステージ上のカーテン等施錠確認 ・申請時間や受付時間の遵守 ・忘れ物注意
青鳥小学校	新宿小学校
<ul style="list-style-type: none"> ・申請期間の厳守 ・窓の施錠（鍵まで） ・利用後は校門を閉める ・ごみ持ち帰り徹底 ・申請手続きには、数日かかります。（当日の対応はできません） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館で硬いボールのノック禁止 ・清掃後のモップの埃を南側鉄扉の外で払わない ・体育館窓・ドアの鍵の確認 ・体育館入口ドアを静かに開閉する（危険なため） ・使用備品の整理 ・忘れ物注意 ・校庭使用時に敷物を押さえるために石を置かない ・ゴミ持ち帰り徹底 ・退出時トイレ清掃点検 ・駐車場は校舎裏駐車場のみ使用可（玄関前・ホール前は駐車不可） ・校庭への車の立ち入りの制限 ・サッカーゴール等の移動は許可を取ってから

高坂小学校	野本小学校
<ul style="list-style-type: none"> 申請期間、受付時間の厳守 退出時に忘れ物とごみ持帰り確認徹底 駐車場の徐行 	<ul style="list-style-type: none"> 体育館ステージ立ち入り・使用禁止 サッカーゴール移動禁止 駐車場まで徐行 門の砂利を取り除く 忘れ物注意（忘れた場合は学校へ要確認）
桜山小学校	松山中学校
<ul style="list-style-type: none"> 敷地内外禁煙 駐車場外駐車禁止 学校備品の無断使用禁止（スピーカー、大型扇風機、ストーブ等） 放送機器の故障に注意 夜間もWBGT指数が基準を超えたたら利用しない 備品・施設の破損時は速やかに連絡 校庭は車侵入禁止、ごみ持ち帰り徹底 備品や施設等の破損があった場合 必ず学校に報告する。（授業で使用できない・児童にケガの恐れがあるため） 許可なく備品の使用をしない。（授業で使用できない・児童にケガの恐れがあるため） 駐車場以外の進入禁止の場所には入らない。 グラウンドに車を乗り入れない。 体育館球技利用時は必ずネットを引く（ネットなしで使用時、警報器にボールが当たり作動した事例有） 体育館施錠時はドアを押し引きして確認（子扉のバー下げ忘れにより施錠できていないことがある） 	<ul style="list-style-type: none"> 開放用以外の用具利用禁止 ボールは団体持参 門扉の閉門確認 ステージは立ち入り・使用禁止 学校敷地内禁煙 ゴミは必ず持ち帰る 体育館窓の施錠確認
南中学校	東中学校
<ul style="list-style-type: none"> サッカーゴール移動禁止 学校備品の無断使用禁止 夜間照明点灯時間厳守(19:00～21:30) 学校敷地内の駐車マナー遵守 ゴミ持ち帰り徹底 グラウンド整備徹底（特にマウンド・陸上トラック） 	<ul style="list-style-type: none"> 開放用以外の用具利用禁止 整備用具の整理整頓 ごみ持帰り徹底（体育館・校庭の両方とも）
北中学校	白山中学校
<ul style="list-style-type: none"> 利用時間厳守 サッカーボールの管理徹底（紛失の相談が多いため） 体育館施錠時はドアを押し引きして確認（子扉のバー下げ忘れにより施錠できていないことがある） 	<ul style="list-style-type: none"> 野球場利用禁止 施錠確認 利用時間厳守 徒歩・自転車の方は正門又は東門を利用（北門は自動車専用）